

「地域建設業経営強化融資制度」の延長について

標記制度については、建設業者の経営環境の改善を支援し、事業遂行に必要な資金調達を円滑にすることを目的として、平成20年度から実施してきました。これは、建設工事請負契約書第5条「権利義務の譲渡等の禁止」のただし書きに規定する発注者の承諾の運用を定め、未完成工事に係る工事請負代金債権の譲渡を承諾することで建設工事に必要な資金の融資保証を受けられるようにするものです。

なお、実施終了時期については令和3年3月末日でしたが、この度、国において制度が5年間延長されたことを踏まえ、水戸市発注工事についても、本融資制度を令和8年末日まで延長することとし、建設工事請負契約書の改正（令和3年1月13日施行）と併せて、関連要領等の内容を一部改正します。

1 趣旨

市内建設業者の資金調達の円滑化を促進するため、地域建設業経営強化融資制度により建設業者が事業資金の借入れをする場合に工事請負代金債権の譲渡を承諾するものです。

2 対象となる者

中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下）で、水戸市発注の建設工事を契約履行中の者で、地域建設業経営強化融資制度を利用して融資を受けようとする者

3 対象となる工事

水戸市が発注した公共工事で、出来高が2分の1以上に到達したと認められる建設工事とする。ただし、以下の工事は対象外とする。

- ・ 低入札価格調査制度の対象となった者と契約した工事
- ・ 債務負担行為及び継続費等に係る工事（最終年度で年度内終了見込みの工事及び債権譲渡承諾時点において次年度に工期末を迎え残工期が1年未満の工事を除く。）
- ・ 受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事
- ・ 役務的保証を必要とする工事
- ・ その他、建設業者の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適當な特別の事由がある工事

4 実施時期

平成21年4月1日から適用することとし、令和8年3月末日までとする。

5 債権の譲渡先

- (1) 茨城県建設業協同組合
- (2) (株)建設経営サービス

※東日本建設業保証㈱の子会社であり、債務保証を行う(一財)建設業振興基金が被保証者として認めた民間業者。

6 制度の流れ

- ① 建設業者は、茨城県建設業協同組合、又は(株)建設経営サービスに工事請負代金債権を譲渡する。
- ② (一社)茨城県建設業協会、又は(株)建設経営サービスは、(一財)建設業振興基金の債務保証

により金融機関から転貸資金を調達し、工事の出来高部分について建設業者へ融資する。

- ③ 工事の出来高を超える部分については、金融機関が東日本建設業保証㈱の金融保証により建設業者に融資する。

※ 制度の詳細については、別紙の地域建設業経営強化融資制度利用手順を参照のこと

7 債権譲渡承諾の事務取扱い

(1) 債権譲渡承諾依頼書（様式第1号）の受理

工事主管課長は、中小・中堅元請建設業者から地域建設業経営強化融資制度により資金の借り入れをする場合の債権譲渡の承諾の申請があったときは、以下に掲げる書類の有無を確認し、受付することとする。

〈提出書類〉

- ・ 債権譲渡承諾依頼書（様式第1号） 3通
- ・ 工事履行報告書（様式第2号） 1通
- ・ 請負者及び債権譲渡先の印鑑証明書（3か月以内のもの） 各1通
- ・ 工事請負契約書第4条（契約の保証）に基づく保証委託契約等において、債権の譲渡につき承諾が必要とされている場合にあっては、保証人等の承諾書 1通

(2) 債権譲渡承諾書（様式第3号）の交付

工事主管課長は、債権譲渡承諾依頼書（様式第1号）を受理した場合は、工事履行報告書（様式第2号）等で出来高を確認し、当該契約書（工事名、工事場所、契約年月日、契約金額等）と依頼内容を照合した上で、適正と認められる場合は、債権譲渡承諾書（様式第3号）2通を中小・中堅元請建設業者に交付する。

(3) 債権譲渡通知書（様式第5号）の受理

債権譲渡契約の締結後、中小・中堅元請建設業者及び債権譲渡先の連署にて債権譲渡通知書（様式第5号）、及び債権譲渡契約証書の写しが提出された場合、遅滞なく文書收受の手続きを行うこととする。

(4) 債権譲渡先への支払

完成検査に合格し、引渡しを行った後、債権譲渡先から債権金額の請求がなされた場合は、請求書と債権譲渡通知書（様式第5号）の振込口座、印影を照合した上で、支払いを行うこと。

8 留意事項

(1) 譲渡される債権の額について

工事主管課長は、債権譲渡される請負代金額の債権について、前払金、中間前払金、部分払等によりその一部を既に支払っている場合には、その部分を控除した金額が対象となるため、債権譲渡の承諾にあたっては、支出関係票等で支払済額を十分に確認すること。

また、債権譲渡後には、中間前払金、部分払（債務負担行為に係る工事又は繰越工事で、債権譲渡承諾時点において次年度に工期末を迎え残工期が1年未満の工事を対象工事とした場合の各会計年度末における部分払を除く。）等を請求することはできないため、譲渡人にはその旨十分説明すること。

(2) 履行保証との関係について

履行保証を付した工事のうち、発注者が役務的保証を必要とするものについては本制度の対象外とする。

保証契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡について保証人等の承諾が必要とされる場合には、中小・中堅元請建設業者はあらかじめ保証人等の承諾を得ることとする。

(3) 出来高の確認について

工事主管課長は、工期及び工事履行報告書（様式第2号）により、工事の出来高が2分の1以上であることを確認すること。

また、融資時の譲渡債権の担保価値の査定は、債権譲渡先が行うこととされているので、担保価値の査定のための出来高の確認を行う必要はない。

ただし、債権譲渡先は、債権譲渡契約の締結、融資審査手続等のため必要がある場合は、工事出来高査定協力依頼書（様式第7号）を提出し、承認を得て、出来高の確認をすることができる。

(4) 債権譲渡の申請及び承諾状況の管理について

工事主管課長は、債権の二重譲渡を防ぐため、債権譲渡整理簿（様式第4号）により債権譲渡の申請及び承諾状況を管理すること。

また、債権譲渡を承諾する際、当該債権について、既に他制度により債権譲渡の承諾を行っているか確認すること。併せて、関係書類等の印影を照合するものとする。

債権譲渡請負者及び債権譲渡先は、債権譲渡先からの融資が実行された場合には、速やかに融資実行報告書（様式第6号）を提出するものとする。

(5) 債権譲渡承諾依頼書等の書式について

債権譲渡承諾依頼書等の書式等（様式第1号から様式第7号）については、各発注者並びに債権譲渡先ごとに定めることとされており、債権譲渡先の定めた様式であっても、本通知で定めた様式と内容が同等のものであれば、同様に取り扱って差し支えない。

(6) 債権譲渡承諾に係る決裁について

債権譲渡承諾に係る決裁については、会計管理者、会計課、契約検査課合議のうえ、市長決裁とする。

(7) 地域建設業経営強化融資制度の準用について

「地域建設業経営強化融資制度」に係る手続き基準等については、水戸市地域建設業経営強化融資制度事務取扱要領及び本文に定めることその他、国土交通省建設流通政策審議官及び茨城県土木部長の地域建設業経営強化融資制度関係通知を準用するものとする。

参考資料

※建設工事請負契約書

～抜粋～

（権利義務の譲渡等）

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち、第13条第2項の規定による監督員の検査に合格したもの及び第38条第4項の規定による発注者の確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。